

中津市における不当要求等防止に関する協定書

中津市、大分県北部振興局、大分県中津土木事務所、国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所、中津商工会議所及び大分県建設業協会中津支部（以下「関係機関」という。）並びに中津警察署は、中津市における不当要求、行政対象暴力及び民事介入暴力等（以下「不当要求等」という。）を防止し、不当要求等への対策を徹底するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関係機関と中津警察署の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、中津市における不当要求等を防止し、不当要求等への対策を徹底することにより、関係機関及び中津市民の安全と安心を確保することを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定は、関係機関に対して警察業務を委託するものではなく、また特別な権限や義務を与えるものではない。

2 この協定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく照会の方法について、変更を加えるものではない。

（平素の活動）

第3条 関係機関は、業務を通じて、次に掲げる活動に努めるものとする。

- (1) 不当要求等の防止及び排除に関する活動
- (2) 法令遵守意識の高揚に関する活動
- (3) 本協定の目的を達成するために必要と認められる情報共有及び意見交換に関する活動
- (4) その他不当要求等の防止に資する自主的活動

2 関係機関は、関係機関の職員や従業員等に対し、前項の活動が効果的に行われるよう指導及び教育を行うものとする。

3 中津警察署は、関係機関の活動に対し、必要な指導、助言等の支援を行うものとする。

（不当要求等発生時の対応等）

第4条 関係機関は、業務を通じて不当要求等又は不当要求等のおそれがある事案が発生したと認められる際には、中津警察署又は顧問弁護士等に通報し、又は相談するなど適切な対応を取るものとする。

2 中津警察署は、関係機関から通報又は相談を受けた際には、事案に応じて必要な指導、助言等の支援を行うものとする。

3 中津警察署は、事案に応じて必要があると認められる際には、大分県警察本部



刑事部組織犯罪対策課、公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター、大分県弁護士会（大分県民事介入暴力対策協議会）等と情報共有し、不当要求等防止に資する取組を推進するものとする。

（秘密の保持）

第5条 関係機関及び中津警察署は、法令に定める場合又は正当な業務に利用する場合を除き、この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

（後援団体）

第6条 中津市暴力絶滅推進協議会、中津市暴力絶滅市民会議及び中津市生活安全推進協議会は、本協定の目的達成に資する取組を後援するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、関係機関と中津警察署が協議して定めるものとする。

（関係機関の追加）

第8条 この協定に新たに参加を希望する者がある場合は、中津警察署に必要事項を連絡した上でその都度協議するものとし、本協定書に連署することをもって追加するものとする。

（協定の有効期間及び継続）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに関係機関及び中津警察署のいずれからこの協定を継続しない旨の書面による通知がないときは、前項の規定にかかわらず、有効期間を1年間延長するものとする。翌年度以降、有効期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書1通を作成し、関係機関及び中津警察署代表者が署名の上、本協定書を中津警察署が保有し、その謄本1通を各関係機関が保有するものとする。

令和7年3月7日

関係機関及び中津警察署代表者署名
別紙のとおり

別紙（代表者役職横に署名）

中津市長

奥塚正典

大分県北部振興局長

藤川将護

大分県中津土木事務所長

振原修治

国土交通省九州地方整備局
山国川河川事務所長

小野朋次

中津商工会議所会頭

仲浩

大分県建設業協会中津支部長

福原好康

中津警察署長

河野康成

